経営管理権集積計画の作成に関する公告

下記森林について、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により経営管理 権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 14 日

田辺市長 真 砂 充 敏

記

- 1 整理番号 集 4-069
- 2 計画期間(縦覧期間) 令和4年10月1日~令和14年3月31日
- 3 経営管理権集積計画の対象森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)
中辺路町近露字和田谷1441-1	246=17, 18	山林	1. 2554
中辺路町近露字津毛川2464-23	212=10	山林	0. 2440
中辺路町近露字小八平2641-4	247#4, 5, 6, 7	山林	0.0885
中辺路町近露字大塔2737-1	213/9, 🛮 13, 14, 18	保安林	5.8653
中辺路町近露字大塔2760-1	212/12, 13, 14, 15, 16	山林	19. 8495
中辺路町近露字大塔2760-1	212ホ14, 15, 18, 19	山林	2.6658
中辺路町近露字大塔2765-1	21247, 8, 11	保安林	11. 5475
中辺路町近露字大塔2767-3	211/1, 2, 3	保安林	1. 9478
中辺路町近露字大塔2767-4	21117, 🗆 10	保安林	13. 5355
中辺路町近露字大塔2771	21111, 2, 5, 6, 121, 23, 24, 25, 26	保安林	3. 5025
合	計		60. 5018

4 縦覧場所

- (1) 田辺市役所農林水産部森林局山村林業課
- (2) 田辺市ホームページ (リンク先 http://www.city.tanabe/sanson/shusekikeikaku.html)
- 5 本公告により、田辺市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

経営管理権集積計画

___1__個別事項

専	生 :	理集	経営管	管理権の	設定を受	ける市町村	寸 (乙)		(名称) 和部		· 出辺市長	真砂 充	敏	(所在地) 和歌山県田辺市新屋敷町1	番地		
		号 4-0	69	管理権を	設定する	森林の森林	木所有る	者 (甲)		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)			
			乙が経営	営管理権	の設定を	を受ける私	集林 (A)				経営管理権の		木材の販売による収益から伐採等	- WELL - + + H		
番号	寻	所 在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容(C)	に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考	
1	3	田辺市中 辺路町近 露字和田 谷	1441-1	246	11	17 18	山林	1. 2554	ヒノキシキミ	57 38		い。	○乙は、存続期間中に保育間 伐及び森林の保護等の全部又 は一部を実施する。なお、森 林作業道や歩道の設置は行 わないものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっ	○経営管理実施権は設定しない。 (1. 甲に支払われるべき金銭で額の算定方法)の額の算定方法)の経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、経営管理に要した経費に充当する。 (2. 留意事項)の乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとした経費は、乙が負担するものとする。	○経営管理実施 権は設定しない乙から甲に対し		
2	3	田辺市中 辺路町近 露字津毛 川	2464-23	212	=	10	山林	0. 2440	スギ、ヒノキ	57					て金銭の支払は行わない。		
3	3	田辺市中 辺路町近 露字小八 平	2641-4	247	ホ	4, 5 6, 7	山林	0. 0885	ヒノキスギ	51, 81 49, 50			施や、渓畔林における不必要な伐採は控える等、森林の 2 益的機能の維持・増進に配慮				
4			2737-1	213	イロロ	9 13 14 18	保安林	15. 4824 (5. 8653)	ヒノキ ヒノキ その他 広葉樹	38	2022. 10. 1		022. 10. 1 (2032. 3. 31	象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの目視しよって判断できる限りで行う。			経権画と林添とおき 管積対る、面りおいる、面りおいる。 8653ha とある。
5	ì	田辺市中 辺路町近 露字大塔	2760-1	212	イ	12, 16 14, 15 13	山林	31. 8070 (19. 8495)	ヒノキ スギ 崩壊地	63 16, 63				該森林において立木や土砂の 流出、倒木等の被害が発生し た場合、森林の公益的機能 の 維持や、第三者に与える損害 を考慮し、土砂や倒木の撤去 等必要な対策を講じるものと			経権画と林添と19.8495h aとする。
6			2760-1	212	ホ	14, 19 15, 18	山林	31. 8070 (2. 6658)	その他 広葉樹 ヒノキ							経営管理 権集が を を は 、 面の と 、 は 、 る 、 別 の 、 る 、 り 、 と た は に り る 、 り 、 り 、 と し く り 、 と し く り 、 と り 、 と り く り 、 と り と り と り と り と り と り と り と り と り	

		乙が経営	営理権	の設定を	を受ける新	柒林 (A)				経営管理権の		木材の販売による収益から伐採等								
番号	所 在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考						
7		2765-1	212	7	7 8, 11	保安林	15. 0288 (11. 5475)	その他 広葉樹 スギ・										○乙は、存続期間中に保育間 伐及び森林の保護等の全部又 は一部を実施する。なお、森	の額の算定方法)	○経営管理実施 権は設定しない 乙から甲に対し て金銭の支払は 行わない。	経権画と林添とおいる。 管積対る、面りおいる 11.5475h aとる。
8	田辺市中	2767-3	211	1	1 2 3	保安林	8. 7412 (1. 9478)	スギ ヒノキ その他 広葉樹	76 45 45			わないものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、施業後の林内整理の実施や、渓畔林における不必要な伐採は控える等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要		経権側のする、面と を を は 図 は 図 は 図 は 図 は り は り は り は り は り は り						
9	辺路町近露字大塔	2767-4	211	イロ	7 10	保安林	23. 8361 (13. 5355)	スギ・ヒノキ	62	2022. 10. 1			した経費は、乙が負担するものとする。		経権側のすは図おる、 をは図れる、 をおいるのでは図おります。 は25355h aとる。						
10		2771	211	ロハ	1, 6 2 5 21, 23 24, 25, 26	保安林	4. 3876 (3. 5025)	そ広葉 レス ヒ ス ピ ス ピ ス ピ ス ピ ス ピ ス ピ の 葉 他 樹	45 66 45, 67			(2032.3.31 まで)		まで)	まで)	2,	まで)	○乙は、気象災等により、当 該森林において立木や土砂の 流出、倒木等の被害が発生し た場合、森林の公益的機能の 維持や、第三者に与える損害 を考慮し、土砂や倒木の撤去 等必要な対策を講じるものと する。			経権画と林森別の、 3.5025haとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	所 在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	田辺市中 辺路町近 露字和田 谷	1441-1	246	11	17 18	山林	1. 2554	ヒノキシキミ	57 38					
2	田辺市中 辺路町近露字津毛	2464-23	212	11	10	山林	0. 2440	スギ、 ヒノキ	57					
3	田辺市中 辺路町近 露字小八 平	2641-4	247	ホ	4, 5 6, 7	山林	0. 0885	ヒノキスギ	51, 81 49, 50					
4		2737-1	213	イロロ	9 13 14 18	保安林	15. 4824 (5. 8653)	ヒノキ ヒノキ その葉樹	39 38 50					
5		2760-1	212	1	12, 16 14, 15 13	山林	31. 8070 (19. 8495)	ヒノキ スギ 崩壊地	63 16, 63					
6	田辺市中 辺路町近 露字大塔	2760-1	212	朩	14, 19 15, 18	山林	31. 8070 (2. 6658)	その他 広葉樹 ヒノキ	61 52, 56					
7		2765-1	212	1	7 8, 11	保安林	15. 0288 (11. 5475)	その他 広葉樹 スギ・ ヒノキ	18 16, 63					
8		2767-3	211	イ	1 2 3	保安林	8. 7412 (1. 9478)	スギ ヒノキ その他 広葉樹	76 45 45					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林	木の甲以外の権原者 (E)			
番号	所	在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
9			2767-4	211	イロ	7 10	保安林	23. 8361 (13. 5355)	スギ・ ヒノキ	62					
10	辺路	2市中 各町近 三大塔	1,6 ロ 2 5 21,23 ハ 24,25, 26	保安林	4. 3876 (3. 5025)	そ広葉 ヒス ヒス の葉 ヒス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	45 66 45, 67								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

所(同上)

和歌山県田辺市長 真砂 充敏

印

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の 伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を 収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合におて、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、気象災等により ~当該森林に生育する樹木が損失した場合は、原則、再造林等を実施するものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において、甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。このとき、経営管理実施権者は、その保険料を木材販売収入から経費として控除するものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。

なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



